

手続きガイダンス ~適用基準と申請方法について~

施行:2021年10月1日

ver.2-2 211102

I 育児編

(産前産後休業または育児休業を取得した場合)

- 1. 適用基準
- 2. 申請方法と期限
- 3. 事例紹介 (休業取得パターン別の手続き方法紹介)

1. 適用基準

(1)基本的な考え方



- ①出産した会員(女性会員)が産前産後休業を取得した場合は、休業日数に関わらず、会員の申請に基づき、会費を1年間全額減免します。なお、女性会員は産前産後休業のみ申請可能、育児休業に対する会費減免は申請できません。
- ②男性会員が育児休業を取得し、休業日数が2ヶ月(61日)以上の場合、会員の申請に基づき、会費を1年間全額減免します。なお、育児休業を2回に分割して取得する場合は、休業通算日数が61日以上の場合、申請が可能です。(2022年4月の法改正により、育児休業は2回に分割しての取得が可能となります)
- ③上記休業とは、一日単位で(終日)仕事を休んだ場合をいい、半日または 出勤日の時間の一部を休暇取得した場合は対象外です。
- ④会費の減免申請は、誕生したお子さん1名(多胎の場合は同じ誕生日のお子さん)に対して1回のみ申請できます。2回目以降の出産に伴う休業に対しては、その都度、新たな申請が可能です。

- ⑤両親ともに会員で、且つ両親とも産前産後休業または育児休業を取得した場合 は、両会員とも申請可能です。
- ⑥産前産後または育児休業以外の事由 <若手(30歳未満)、身体障害者手帳を有する、介護休業>による減免が既に適用となっている場合は、次の通り運用します。
 - ・全額減免が適用済みの場合・・本制度による会費減免は適用されません。
 - ・半額減免が適用済みの場合・・本制度により、1年間の全額減免を適用します。

(2)申請期限と適用年度

- ①申請期限は事由発生日(*1)から2年以内(2年後の事由発生日と同日)です。 詳細は「2.申請方法と期限」「3.事例紹介」をご参照ください。
 - *1:休業の開始日です(お子さんの誕生日ではありません)
- ②減免の適用は、申請が受理・承認された翌年度の会費とします。なお、申請が承認された時点でその年度の会費が未納の場合は、当該年度の会費を減免します。

(3) 本制度の運用開始時期

本制度は、事由発生日が2022年4月1日以降の申請を対象とし、運用を開始します。2021年度時点の制度からの移行など、個別対応が必要な場合は、後述の「問い合わせ先」までご連絡ください。

2. 申請方法と期限

(1)申請方法

証明書類(*2)を、下記アドレス宛にメールで送付してください。

アドレス: kaiin@jiban.or.jp

件名は「会費減免申請」としてください。

*2:証明書類とは:

産前産後休業の場合は「産前産後休業証明書」

育児休業の場合は「育児休業証明書」

- ・いずれも「勤務先が発行したもの」を提出してくださいなお、勤務先が発行した ことが確認できない場合は受理できませんのでご注意ください。
- ・休業を分割して取得した場合は、合計で61日以上休業したことがわかる書類 を提出してください。

(2)提出期限

事由発生日(*1)から2年以内(2年後の事由発生日と同日)です。 なお育児休業を分割して取得した場合は、「3.パターンD」をご参照ください。

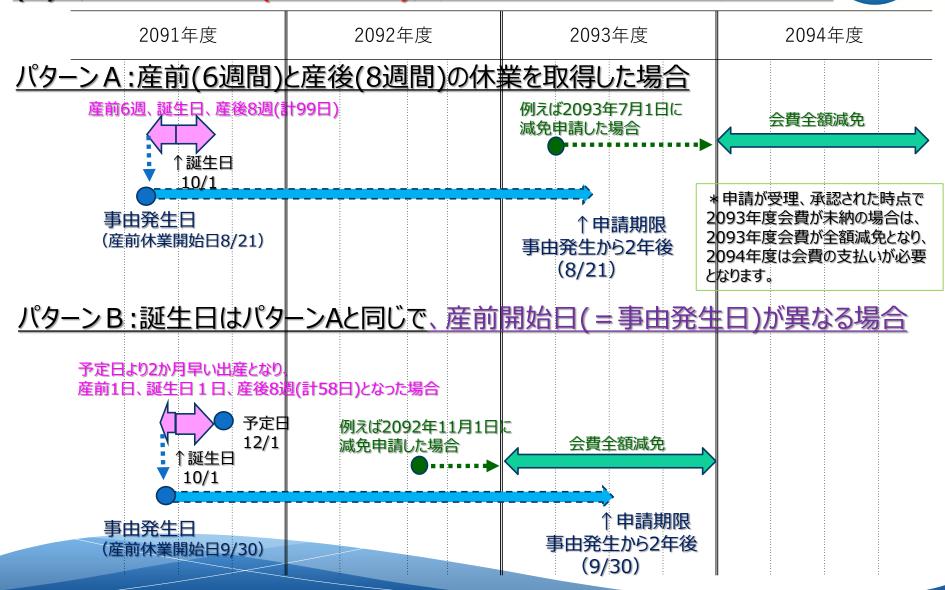
(3)提出された証明書類の扱い

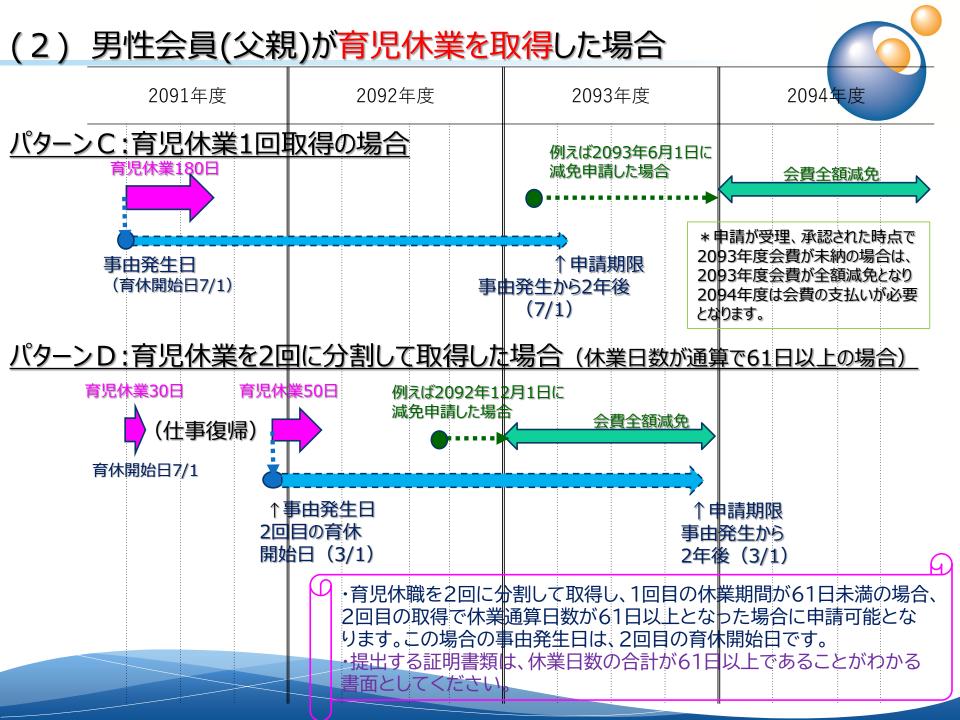
個人情報保護の観点から、送付いただく証明書類(データ)については、会費減免の承認後、事務局で直ちに消去します。



3. 事例紹介 (休業取得パターン別 手続き方法の紹介)

(1) 出産した本人(女性会員)が産前産後休業を取得した場合

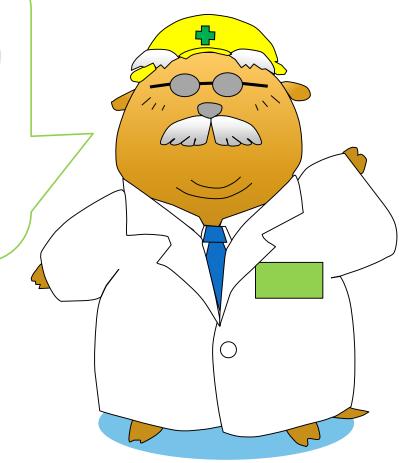






以上、手続き方法を紹介しました。 ご不明な点、質問等は学会事務局 までご連絡ください↓↓

アドレス kaiin@jiban.or.jp



地盤工学会公認キャラクター ドクターモグ